

第三者評価の受審実績	平成 23 年度、平成 25 年度		
取材の対象年度	平成 23 年度	評価手法	利用者調査とサービス項目を中心とする者評価

【取材メモ】



取材の視点

- ・第三者評価受審の目的、経緯
- ・事業評価(自己評価)のプロセスで得られた気づき
- ・利用者調査、職員の自己評価及び評価機関による評価の結果から得られた気づき
- ・改善に向けた取り組みとその成果、など

■改善の取り組みとその成果①～アセスメントからケアプランに展開する流れの標準化

第三者評価は平成 23 年度から 2 年に 1 回のペースで、併設の訪問介護事業所と交代で受審することにしています。

事業所の支援目標である「利用者の強さを見つけだし、引き出し、発展させる」ためのケアマネジメントを実現する上で、所長をはじめ職員の間には、利用者の課題を明らかにするアセスメントの方法が必ずしも標準化できていないという問題意識があったため、初めてとなる平成 23 年度の第三者評価は、要介護高齢者に対するアセスメントについて造詣の深い評価者が代表を務める評価機関に委託しました。

いくつかの技法を参考にしながら、利用者それぞれの自立を促すケアマネジメントに各ケアマネジャーが前向きに取り組んでいる点については一定の評価を受けたものの、ケアプラン策定の前段に位置付けられるアセスメントのプロセスにおいて、それまで事業所が使用していたツールは、事業所の支援目標を実現するためは内容的に必ずしも十分とは言えないのではないか、という指摘がありました。

こうした指摘を踏まえ、事業所では早速、世界保健機関 (WHO) が 2001 年の総会で採択した国際生活機能分類の考え方を基軸として、アセスメントを通じて明らかにした利用者のニーズや課題をケアプランに落とし込む流れを標準化するためのツールの開発に着手しています。事業所内の定例会議で新しい様式を用いた演習を行い、ケアマネジャーの理解を確かめながら作業を進めています。まだ完成には至っていませんが、サービス担当者会議において、外部の在宅サービス事業所からは、ケアプランの根拠がわかりやすくなったという声が聞こえており、徐々にではあっても取り組みの成果が着実に表れてきています。

事業所では、アセスメントにおける思考過程やケアプランの根拠を視覚化することで、在宅サービス事業所や医療機関とも共通の認識をもって利用者の自立生活を支援する基盤を形成する可能性を見据えており、確信を持って自分たちの取り組みを前に進めています。